

秋田市教育委員会
平成29年5月定例会
(資料①)

【目次】

協議事項

- | | | |
|--------------------------------|---|---|
| (5) 平成29年度秋田市教育委員学校訪問(案)について | … | 1 |
| (6) 平成29年度「新成人のつどい」実施方針(案)について | … | 4 |

教育長等の報告

- | | | |
|-------------------------------|---|------|
| (2) 「秋田市いじめ防止基本方針」の改訂について | | (別添) |
| (3) 平成29年度秋田市立小学校教科用図書の採択について | … | 6 |

平成29年度秋田市教育委員会学校訪問（案）について

1 訪問の目的

学校経営や教育活動の状況を視察し、教職員と懇談することにより、秋田市教育の充実に資する。

2 訪問者

各校を教育委員会から2～3名で訪問する。

嶋崎教育次長、細谷教職員室長、鈴木学校教育課長補佐のうち1名が随行する。

3 訪問の内容

- (1) 学校経営の重点事項の把握（校長説明による）
- (2) 教育活動および施設・設備等の状況把握（校内一巡による）
- (3) 教職員との懇談

4 訪問の日程

訪問は、午前1校、午後1校とする。

【例】

《午 前》		《午 後》	
10:10～10:25	校長の経営説明	13:30～13:45	校長の経営説明
10:25～11:15	校 内 一 巡	13:45～14:35	校 内 一 巡
11:25～12:15	懇 談	14:45～15:35	懇 談
12:15～	昼食・休憩・移動		

5 その他

- (1) 学校経営説明（校長）
 - ・今年度の学校経営の重点と取組について校長が説明する。
- (2) 校内一巡
 - ・授業の参観および施設設備等（校外施設も含む）の視察をする。
 - ・訪問校は、授業参観の際に全学年を参観できるよう配慮する。
- (3) 懇談
 - ・校長、教頭および他の教職員とのフリートーキングとする。
- (4) 昼食
 - ・午前の訪問校で学校給食を摂る。
- (5) 資料等
 - ・訪問日の5日前を目処に、訪問校が作成した学校訪問資料、前年度の学校評価、絆づくり教育プランを届ける。

平成29年度秋田市教育委員会学校訪問日程(案)

No.	期日	班	訪問校		教育長	教育委員				随行		
			午前 10:10～12:15	午後 13:30～15:35		委員	委員	委員	委員	教育 次長	教職員 室長	学校教育 課長補佐
1	7/4(火)	A	八橋小学校	寺内小学校	○	○			○	○		
		B	高清水小学校	外旭川中学校			○	○			○	
2	7/11(火)	A	戸島小学校	河辺中学校		○		○			○	
		B	秋田西中学校	勝平小・中千秋分校	○		○		○			○
3	7/19(水)	A	金足西小学校	下新城小学校	○	○	○					○
		B	日新小学校	豊岩中学校				○	○	○		
4	8/29(火)	A		広面小学校		○	○					○
		B		飯島中学校	○			○	○		○	
5	9/5(火)	A B	美大附高等学校		○	○	○	○	○	○		
6	10/24(火)	A	城南中学校	御所野学院中学校		○	○				○	
		B	秋田南中学校	泉小学校	○			○	○	○		
7	10/27(金)	A	下北手小学校		○	○		○				○
		B	下浜中学校				○		○		○	
8	10/31(火)	A		御所野小学校				○	○			○
		B		土崎小学校	○	○	○			○		
9	11/7(火)	A	旭南小学校	教育施設訪問日			○		○		○	
		B	泉中学校		○	○		○				○
10	11/21(火)	A	東小学校	城東中学校	○		○		○	○		
		B	上北手小学校	大住小学校		○		○				○
11	11/28(火)	A	旭川小学校	太平小学校			○	○			○	
		B	豊岩小学校	秋田商業高校	○	○			○	○		

秋田市教育委員会学校訪問の実績および予定

<小学校>

No.	学校名	H25	H26	H27	H28	H29	備考
1:	保戸野		◎		◎		
2:	明徳		◎		◎		
3:	築山		◎		◎		H29新校長
4:	旭北		◎		◎		
5:	中通		◎		◎		
6:	旭南	◎		◎		○	
7:	牛島		◎		◎		
8:	川尻		◎		◎		H29新校長
9:	旭川	◎		◎		○	H29新校長
10:	土崎	◎		◎		○	新任校長
11:	港北		◎		◎		
12:	土崎南		◎		◎		
13:	高清水	◎		◎		○	
14:	広面	◎		◎		○	
15:	日新	◎		◎		○	
16:	勝平		◎		◎		
	千秋分校	◎		◎		○	
17:	太平	◎		◎		○	
18:	外旭川		◎		◎		
19:	飯島		◎		◎		
20:	下新城	◎		◎		○	
21:	上新城		◎		◎		H29新校長
22:	浜田		◎		◎		
23:	豊岩	◎		◎		○	新任校長
24:	仁井田		◎		◎		
25:	四ツ小屋		◎		◎		
26:	上北手	◎		◎		○	新任校長
27:	下北手	◎		◎		○	新任校長
28:	下浜		◎		◎		
29:	金足西	◎		◎		○	新任校長
30:	八橋	◎		◎		○	H29新校長
31:	東	◎		◎		○	H29新校長
32:	泉	◎		◎		○	H29新校長
33:	大住	◎		◎		○	
34:	桜		◎		◎		
35:	飯島南		◎		◎		新任校長
36:	寺内	◎		◎		○	
37:	御所野	◎		◎		○	H29新校長
38:	岩見三内		◎		◎		
39:	河辺		◎		◎		新任校長
40:	戸島	◎		◎		○	新任校長
41:	雄和	/	/	/	◎		
42:	川添		◎		/	/	
43:	種平		◎		/	/	
44:	戸米川	◎		◎	/	/	
45:	大正寺	◎		◎	/	/	
	計	22	23	22	22	20	

<中学校>

No.	学校名	H25	H26	H27	H28	H29	備考
1:	秋田東		◎		◎		
2:	秋田南	◎		◎		○	
3:	山王		◎		◎		H29新校長
4:	土崎		◎		◎		
5:	秋田西	◎		◎		○	H29新校長
6:	太平		◎		◎		
7:	外旭川	◎		◎		○	H29新校長
8:	秋田北		◎		◎		
9:	豊岩	◎		◎		○	
10:	城南	◎		◎		○	
11:	下北手		◎		◎		
12:	下浜	◎		◎		○	
13:	城東	◎		◎		○	
14:	泉	◎		◎		○	H29新校長
15:	将軍野		◎		◎		H29新校長
16:	御野場		◎		◎		
17:	勝平		◎		◎		新任校長
	千秋分校	◎		◎		○	
18:	飯島	◎		◎		○	
19:	桜		◎		◎		
20:	御所野学院	◎		◎		○	新任校長
21:	岩見三内		◎		◎		
22:	河辺	◎		◎		○	
23:	雄和	◎		◎	◎		
	計	13	11	13	12	12	

<高校等>

No.	学校名	H25	H26	H27	H28	H29	備考
1:	秋田商業	◎		◎		○	
2:	御所野学院		◎		◎		新任校長
3:	美大附属	◎		◎		○	
	計	2	1	2	1	2	

総計	37	35	37	35	34
----	----	----	----	----	----

H29年度は、勝平小・中千秋分校を一緒に訪問するため、実質は33校の訪問となる

- H20 自然科学学習館 (ALVE)
- H21 西部市民サービスセンターWESTA
- H22 太平山自然学習センター
- H23 秋田きらり支援学校
- H24 秋田市教育研究所 (教職員研修の実際)
- H25 千秋美術館
- H26 サンパル
- H27 秋田城跡資料館、如斯亭
- H28 すくうる・みらい
- H29 (案) 自然科学学習館 (ALVE)

平成29年度「新成人のつどい」実施方針（案）について

1 事業の目的

新成人の門出を祝福する記念行事をとおして、これからの社会を担う新成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とする。

2 主 催

秋田市 秋田市教育委員会

3 協 力

平成29年度秋田市新成人のつどい運営協力委員会

4 期 日

平成30年1月7日（日曜日）

5 会 場

CNAアリーナ★あきた（市立体育館）

6 参加対象者

平成9年4月2日から平成10年4月1日までに出生し、過去又は現在秋田市に居住した者および秋田市に学校や勤務先があり、秋田市外から通っている者とする。

7 実施内容

式典（国歌斉唱、市長祝辞、新成人の抱負、万歳三唱）とアトラクションの内容で構成し、市民各層からのお祝いメッセージ等を組み入れて実施する。

※アトラクションの詳細内容は、新成人による運営協力委員会で企画する。

8 新成人への周知

事業の円滑な運営を図るため、広報あきたや新成人へ送付する案内はがき等により事業内容等について周知する。

9 警備体制

会場周辺の警備および敷地内の点検に加え、会場内での対応について、秋田中央警察署との協議を踏まえ、体制を整える。

10 運営協力委員会の設置

新成人による運営協力委員会を設置し、積極的に企画・運営等に参画する。

※ 今後のスケジュール

平成29年	
5月24日	実施方針の協議【教育委員会定例会】
5月下旬	実施方針の決定
6月中旬～7月上旬	運営協力委員の募集・決定
7月下旬～	運営協力委員会開催 (月に1回の間隔で開催)
11月中旬	新成人対象者へ案内はがき郵送
11月下旬	開催要項の協議【教育委員会定例会】
12月上旬	開催要項の決定
12月中旬	開催案内 (広報あきた等掲載) (来賓等へ案内)
平成30年	
1月7日	新成人のつどい開催

平成29年度秋田市立小学校教科用図書の採択について

1 道徳の教科化について

(1) 道徳教育の改善に関する経緯

① 教育再生実行会議一次提言（平成25年2月）

- ・ いじめの問題等への対応のため、道徳教育の充実と教科化を提言

② 中央教育審議会による答申（平成26年10月）

- ・ これまでの道徳教育の基本的な考えを引き継ぐべきとする一方、教科化等の改善策を答申

③ 学習指導要領の一部改正を告示（平成27年3月）

- ・ 道徳の時間を「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置付ける。
- ・ 道徳教育の目標を明確で理解しやすいものに改善する。
- ・ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する。
- ・ 問題解決的な学習や体験的な学習など多様で効果的な道徳教育の指導方法に改善する。
- ・ 道徳科に検定教科書を導入する。
- ・ 一人ひとりのよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する。

※小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から検定教科書を導入して実施

- ・ 小学校：平成29年度教科書採択
- ・ 中学校：平成30年度教科書採択

(2) 平成29年度 教科用図書（小学校道徳）採択対象の出版社

学研出版	学校図書	教育出版	光文書院
廣済堂あかつき	東京書籍	日本文教出版	光村図書

以上8社

2 教科用図書採択地区協議会の設置

都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。

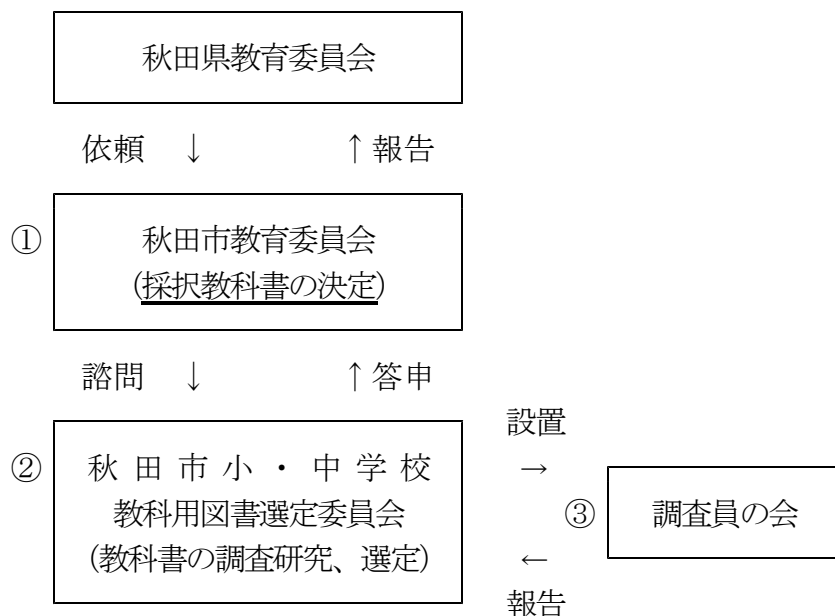
(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第12条)

一本県における採択地区一

- (1) 鹿角地区 (鹿角市、鹿角郡)
- (2) 大館・北秋田地区 (大館市、北秋田市、北秋田郡)
- (3) 能代・山本地区 (能代市、山本郡)
- (4) 男鹿・南秋田地区 (男鹿市、潟上市、南秋田郡)
- (5) 秋田地区 (秋田市)
- (6) 由利本荘地区 (由利本荘市、にかほ市)
- (7) 大仙・仙北地区 (大仙市、仙北市、仙北郡)
- (8) 横手地区 (横手市)
- (9) 湯沢・雄勝地区 (湯沢市、雄勝郡)

※ 秋田市と横手市は、一市のみによる採択地区のため、採択地区協議会は不要

3 採択の手順（県教委と市教委の関係）



4 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会の構成

- (1) 学識経験者（大学教授） 1名
- (2) 学校関係者（校長） 2名
- (3) 保護者 1名
- (4) 教育委員会事務局職員 1名 計5名

平成29年度 秋田市小・中学校教科用図書選定委員	
学識経験者	
銭谷 秋生	秋田大学教育推進総合センター教授
学校関係者	
平塚 和博	秋田市立保戸野小学校長
蓬田 透	秋田市立東小学校長
保護者	
吉村 昌之	秋田市PTA連合会長
教育委員会事務局職員	
嶋崎 公人	秋田市教育委員会教育次長

5 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会調査員の構成

- (1) 学校の教員 1名
- (2) 教育委員会事務局職員 2名 計3名

平成29年度 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会調査員	
学校の教員	
金野 多智子	秋田市立土崎小学校 教諭
教育委員会事務局職員	
堀井 淑子	秋田市教育委員会 指導主事
佐々木 蘭子	秋田市教育委員会 指導主事

6 今後の日程

- 6月5日（月） 第1回秋田市小・中学校教科用図書選定委員会
- ・教育委員会（教育長）から選定委員会に諮問
 - ・教科書採択までのスケジュール等の確認
 - ・調査研究における基準等の確認
 - ・調査員の設置
- 6月6日（火） 第1回調査員の会
- ・各出版社の比較検討（1回目）
- 6月16日（金） 教科書展示会 会場：秋田県生涯学習センター
～ 14日間
- 6月23日（金） 第2回調査員の会（種目毎）
- ・各出版社の比較検討（2回目）
 - ・「調査研究報告書」の作成
- 7月3日（月） 第2回秋田市小・中学校教科用図書選定委員会
- ・調査員による調査研究報告
 - ・各出版社の比較検討、教科書の選定
- ～答申書の作成～
- 7月中旬 選定委員会が教育委員会に答申
- 7月下旬 教育委員会定例会
- ・教科書の採択
- 8月上旬 採択教科書を県教育委員会に報告

平成29年度秋田市小・中学校教科用図書選定委員会要綱

(設置)

第1条 秋田市立小学校（以下「学校」という。）において使用する「特別の教科道徳」に係る平成30年度小学校教科用図書（以下「教科書」という。）に関して調査研究することにより、教育委員会が行う教科書採択の適正な実施を図るため、秋田市小・中学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科書について調査研究するとともに、採択することが望ましい教科書を選定し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、学校関係者、保護者および教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、平成29年8月31日をもって解任されるものとする。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長（最初の会議については、教育長）が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の責任)

第6条 委員は、委員会の任務を達成するため、公正に調査研究および審議に当たるとともに、その任務に際し、知り得た秘密を保持しなければならない。

(調査員)

第7条 教科書について専門的な調査研究を行わせるため、調査員若干名を置く。

- 2 調査員は、学校の教員および教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。
- 3 調査員は、教科書についての調査研究が終了したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 調査員は、前項の報告が終了したときは、解任されるものとする。

(欠格条項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員および調査員となることができない。

- (1) 教科書、教師用指導書等の著作者又は著作に協力した者
- (2) 配偶者および三親等内の親族が教科書発行者の役員又は従業員である者
- (3) 教科書発行者から金品等を收受したことがある者
- (4) 採択年度を含む過去5年度間に教科書発行者が主催する会議や研修会に参加した者

(委員会の設置期間)

第9条 委員会を置く期間は、委員が委嘱又は任命される日から平成29年8月31日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、学校教育課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年8月31日限り、その効力を失う。